

## 様式2

### 生産行程管理業務規程

令和5年10月25日

#### 1 作成者

住所（フリガナ）：ヒョウゴケン シタツノチヨウトミナガ バンチ（〒679-4167）兵庫県たつの市龍野町富永219番地の2

名称（フリガナ）：ヒョウゴケンテノベソウメンキョウドウクミアイ兵庫県手延素麺協同組合

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：代表理事 井上 猛

ウェブサイトのアドレス：<https://www.ibonoito.or.jp/>

#### 2 農林水産物等の区分

区分名：第5類 農産加工品類

区分に属する農林水産物等：穀物類加工品類（めん類）

#### 3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：イボノイト揖保乃糸、IBONOITO

#### 4 明細書の変更

兵庫県手延素麺協同組合（以下「組合」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

#### 5 明細書適合性の確保のために必要な措置

##### （1）構成員への周知・指導等

組合は、組合員に対し「揖保乃糸」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

##### ア 組合員の手順

組合員は、「揖保乃糸」の製造の方法を「製造日報」、「チェックリスト」等に記録し、保管する。

##### イ 組合の手順

組合は、組合員が製造した「揖保乃糸」を、検査指導員が検品し、その結果を記録する。

また、検査を終えた製品を組合の支部熟成倉庫に集荷保管、管理する。

##### （2）手順の妥当性を見直す機会

組合は、上記（1）のア及びイの手順について、年1回以上その妥当性を検証する。

#### 6 明細書適合性の指導

組合は、組合員が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことを確認した場合、当該組合員に対し警告を発し、是正を求める。

#### 7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

組合は、上記5(1)の周知の際に、地理的表示である「揖保乃糸」及びGIマーク(以下「地理的表示等」という。)の使用に係る以下の内容についても周知する。

- (1) 明細書の実産地及び生産の方法に基いて生産された産品にのみ、地理的表示等が使用可能であること。
- (2) GIマークを使用する場合は、地理的表示である「揖保乃糸」と併せて使用すること。
- (3) GIマークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

#### 8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

組合は、組合員による地理的表示等の違反使用を確認した場合、当該組合員に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、組合は当該組合員の実産した産品について、地理的表示等の使用を禁止できることとする。

#### 9 重大な違反が判明した場合の報告

組合は、上記6及び8に関して、「揖保乃糸」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

#### 10 資料の保存

組合は、次の資料をその作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

- (1) 上記5における「揖保乃糸」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施結果が確認できる資料
- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
  - ア その事実を裏付ける資料
  - イ その事実が判明するに至った経緯及び組合が行った指導等に係る資料

#### 11 連絡先

